

家具等転倒防止器具設置費補助金

新設
R7.4~

家具等転倒防止器具設置費補助金は、地震発生時に家具等の転倒及び移動による人的被害の軽減を図ることを目的とし、家具等転倒防止器具を設置した世帯に対する補助となります。



《対象》

市内に居住する住宅へ家具等転倒防止器具を設置した世帯

※ 1世帯 1回まで

※ 過去に家具等転倒防止器具取付事業を利用した世帯は不可

《補助額》

購入および設置に要する費用の2分の1（100円未満の端数切捨）

※ 上限5,000円

《家具等転倒防止器具》

たんす、食器棚、書棚、冷蔵庫、その他これらに類する床置型の家具等の移動を防止するための金具や器具。

（例） つっぱり棒、L字金具、ストッパー、粘着マット、ひも状金具

《必要書類》

- ・ 補助金交付申請書
- ・ 設置した家具等転倒防止器具の金額（購入費・設置費）がわかる領収書の写し
- ・ 家具等転倒防止器具の設置状態を示す写真

《申請書提出先》

犬山市役所 防災交通課、各出張所にて申請してください。

※ 申請書は上記の提出先にあります。また、市のホームページからもダウンロードできます。

なお、次の二次元コードからも申請ができます。



《問合せ先》

犬山市役所 防災交通課 TEL:0568-44-0346 FAX:0568-44-0367

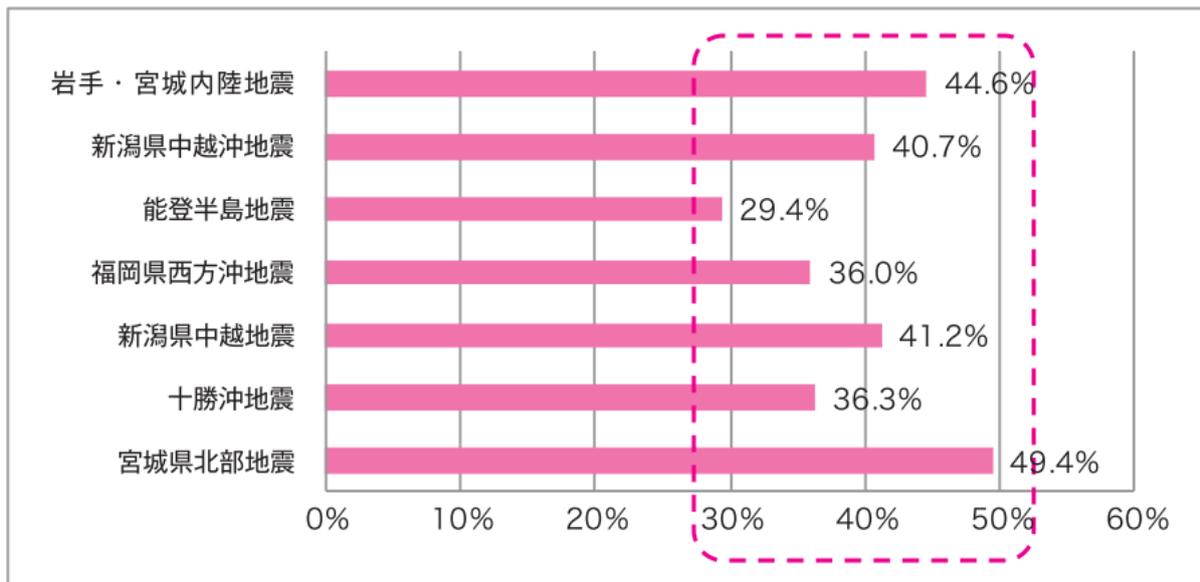
なぜ家具類の転倒・落下・移動防止対策が必要なの？

●地震による負傷原因

近年発生した地震でけがをした原因を調べると、約30～50%の人が、家具類の転倒・落下・移動によるものでした。

家具類の転倒・落下・移動は、直接当たってけがをするだけでなく、つまずいて転んだり割れた食器やガラスを踏んだり、避難通路を塞いだりするなど、いろいろな危険をもたらします。

また、家具などがストーブなどに転倒・落下・移動して出火するなど、二次的な被害も引き起こします。ご自分やご家族の負傷を防止し、避難障害の発生を防ぐためには、家具類の転倒・落下・移動防止対策が非常に大切です。



近年発生した地震における家具類の転倒・落下・移動が原因のけが人の割合